

沿岸漁業改善資金造成費補助金（継続）

1 趣 旨

水産物の安定供給のため沿岸漁業の果たす役割は重要であるが、沿岸漁業は、家族経営を中心とする小規模多数の経営体により担われており、自力による新しい生産技術の導入等が困難であること、海上作業には危険が多く伴うこと、一般的に漁家の生活環境は都市部に比べ著しく立ち遅れていること、若い後継者の確保が困難となっていること等、厳しい状況にある。また、昨今の燃油価格の高騰等が沿岸漁業の経営を圧迫している。

このため、沿岸漁業者等が自主的にその経営や生活の改善等を行うことを積極的に促進するため、沿岸漁業改善資金助成法により、都道府県に特別会計を設け資金造成し、沿岸漁業者等に対し無利子の貸付けを行うものである。

2 事業内容

【資金の種類】

①経営等改善資金

近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入又は漁ろうの安全の確保等のための施設の導入に必要な資金

②生活改善資金

漁家の生活改善のための合理的な生活方式の導入に必要な資金

③青年漁業者等養成確保資金

青年漁業者等による近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎の形成に必要な資金

3 交付先及び事業実施主体

都道府県

4 事業実施期間

昭和54年度～

5 平成27年度概算決定額（前年度予算額）

5,349千円（6,926千円）

6 補助率等

2／3以内

7 担当課

水産庁研究指導課 03-6744-2374（直）

沿岸漁業改善資金造成費補助金

【平成27年度予算概算決定額 5(7)百万円】

沿岸漁業者等が自主的にその経営や生活の改善等を行うことを積極的に促進するため、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、都道府県が特別会計を設置し沿岸漁業改善資金の貸付事業を行う場合に、その資金造成に対し助成。

補助対象 :

都道府県が行う沿岸漁業改善資金の貸付事業に必要な資金の造成に要する経費

補助率 : 2/3以内

事業実施主体 : 都道府県

交付先 : 国 ⇒ 都道府県

その他 :

都道府県は特別会計に資金造成し、沿岸漁業者等に無利子で貸付け。

【資金種類】

- ① 経営等改善資金
- ② 生活改善資金
- ③ 青年漁業者等養成確保資金

